

業務委託契約書(案)

1 委託業務名 第8期うるま市障害福祉計画・第4期うるま市障害児福祉計画策定事業
委託業務

2 履行期間 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

3 業務委託料 ￥ ●●●●● —

〔 うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 〕 ￥ ●●●● —

4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年3月●日

発注者 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号 印
うるま市長 中村正人

受注者 住所 印
氏名

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙または乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙または乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この委託業務における業務上の指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、原則として、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項の規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 甲及び乙は、この契約書のほかの条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表等の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に業務着手届、管理技術者等通知書及び業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

- 三 この契約による債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、甲が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 うるま市契約規則（平成 19 年うるま市規則第 9 号）第 6 条第 2 項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除し、前各号の規定は適用しない。

（権利義務の譲渡等）

- 第 5 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、その限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、その限りでない。

（秘密の保持）

- 第 6 条 乙は、この契約による業務の遂行上知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らしてはならない。また、この契約期間の終了、又は契約解除後においても同様とする。
- 2 乙は、その使用するものに対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務の遂行上知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報の取り扱いに関しては、別記「個人情報扱特記事項」を遵守しなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第 7 条 乙は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物の内容の一切を、乙の承諾なく公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した名称を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現の

ためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、甲が承諾した場合には、成果物（業務の遂行上で得られた記録等を含む。）を使用又は複製し、また、第6条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

(著作権の侵害の防止)

第8条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第9条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(調査職員)

第11条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(管理技術者)

第12条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

(管理技術者等に対する請求措置)

第13条 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは第9条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についてけってし、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査をし、必要な報告を求め、業務の処理状況について必要な指示を与えることができる。

(貸与品等)

第15条 甲が乙に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に変えて損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第16条 乙は、業務を行うにあたり、次の各号のいづれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

- 二 仕様書の表示が明確でないこと。
 - 三 仕様書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第17条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第18条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る乙の提案）

- 第18条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
 - 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

（業務委託料の変更方法等）

- 第19条 業務委託料の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙が協議して定める。

(一般的損害)

第20条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第21条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理会計に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第22条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届及を提出しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、仕様書の定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならぬ。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第23条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができます。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 乙は、第31条第1項の規定に基づく契約の解除を行った場合には、その日までに要した費用を精算し、支払請求書を甲に提出するものとする。この場合において、甲は、前項の規定を準用するものとする。

(引渡し前における成果物の使用)

第24条 甲は、第22条第3項若しくは第4項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第25条 成果物について、甲が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第22条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第23条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第22条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第23条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(契約不適合責任)

第26条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して期間を定めてその成作品の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成作品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第27条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第25条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）（以下、「支払遅延防止法」という。）第8条1項に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第28条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 管理技術者を配置しなかったとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第31条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その対手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と

していた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつた場合。

第29条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 一 第28条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第31条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第17条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する項及び乙の義務は消滅する。ただし、第25条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分(第25条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下

「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第33条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第28条によるときは甲が定め、第29条又は第31条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第34条 乙は、仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに甲に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第35条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払いの日まで支払遅延防止法第8条1項に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とをそういし、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条1項に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第36条 この契約書の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲と乙の間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙が協議して特別の定めをしたもの除き、調停人の選任に係るものは甲と乙が折半し、その他のものは甲と乙がそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項のあっせ

ん又は調停の手続きを請求することができない。

- 3 甲又は乙は、第1項の規定にする紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲と乙の間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。
- 4 甲又は乙は、申出により、この契約書の各条項の規定により行う甲と乙との間の協議に第1項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

（契約外の事項）

第37条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

（合意管轄裁判所）

第38条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、受託した業務の範囲で、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第2条 乙は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から貸与された個人情報(以下「貸与された個人情報」という。)を、本契約の目的の範囲を超えて利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、貸与された個人情報を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還義務)

第6条 乙は、貸与された個人情報を、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、貸与された個人情報を、き損又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(事故報告義務)

第8条 乙は、貸与された個人情報の内容を漏えいし、き損し、又は滅失した場合その他個人情報の保護に関し事故があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(勧告)

第9条 甲は、乙が委託業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められると

きは、必要な勧告を行うことができる。

(解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定による勧告に従わないとき。
- (2) 乙の委託業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と甲が認めたとき。